

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和7年(2025 年)6月6日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 件 名

農業用ドローン普及イベント開催業務

2 業務内容

別紙1(仕様書)のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (6) 入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5 申請方法

「入札参加資格確認申請書」(別紙5)に、必要書類を添付し、下関市農林水産振興部農業振興課(〒750-0005 下関市唐戸町4-1 カラトピア4階)に提出のこと。郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、提出期間内に必着のこと。

6 申請書提出期限

令和7年6月13日(金)午後5時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年6月17日(火)までに「入札参加資格確認通知書」(別紙6)で通知する。

入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合は翌開庁日)までに書面を下関市農林水産振興部農業振興課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

8 質問の方法

- (1) 入札に関する質問は、電子メール又はファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は令和7年6月12日(木)正午までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに電子メール又はファクシミリで回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市農林水産振興部 農業振興課
(メールアドレス : sgnoseik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)
(FAX 番号 : 083-231-1064)

9 契約条項を示す場所及び日時

下関市農林水産振興部農業振興課において、公告日から令和7年6月13日(金)正午までとする。

10 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年6月20日(金) 午前10時
- (2) 入札場所 カラトピア5階 会議室C(〒750-0005 下関市唐戸町4-1 カラトピア5階)
- (3) 入札書は持参すること。郵便による入札は認めない。

11 入札保証金に関する事項

下関市契約規則の定めによることとする。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 その他

- (1) 入札において使用する入札書は、別紙7を使用すること。当該入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない額を明示すること。
- (2) 代理人をして入札させるときは、その委任状(別紙8)を代理人に持参させなければならない。
- (3) 本入札に参加する者は、入札辞退届(別紙9)の提出により、いつでも本入札を辞退することができる。
- (4) 次の入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び関係法令等に違反した入札。
 - イ 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札。
 - ウ 入札保証金の納付が必要な場合において、当該入札保証金の納付がないもの又は当該入札保証金が不足するもの。
 - エ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - オ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期することがある。
- (6) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わない。
- (7) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (8) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもってその効力を失う。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。

13 連絡先

〒750-0005

下関市唐戸町4-1 カラトピア4階

下関市農林水産振興部農業振興課 担当:井上、福島

電話 083-231-1226

FAX 083-231-1064

以上